

「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(第6回)
議事要旨

1 開 会 (事務局)

2 座長あいさつ

今回の議事の進め方について、各委員に説明。

3 議 事

(1) 議題1「資源循環型社会への取組み」(資料1)

和泉委員

当企業グループの環境への考え方は、企業理念としては共生、環境保証理念としては資源生産性の最大化となっている。資源生産性の最大化とは、少ない資源、少ないエネルギーで、いかに付加価値の高い製品を供給していくかを考えて進めていこうというもの。

基本方針としては、EQCD思想というものがある。Eのenvironmentは、環境保証ができなければ作る資格はないというもの。Qのqualityは、品質が良くなければ売る資格はないというもので、C及びDは、costや納期(delivery date)を守らなければ、競争する資格はないというもの。いずれにしても、環境を保証できなければ、企業活動はできないという思想のもとに立っている。

当企業グループの廃棄物削減活動は、グループ全体としては資源生産性を最大化することが基本方針になっている。資源生産性の最大化とは、資源、エネルギー、消費を極小化して、機能やサービスの質を高め、付加価値を高める製品を供給すること。

基本的な対応では、企業理念=環境経営であるということで、資源生産性の最大化をねらい、それが経営面から見れば利益につながるという考え方。資源生産性を高めていけば、循環型社会が形成でき、それがとりもなおさず人類の幸福につながり、最終的には、世界人類の共存と発展ができるという考え方。

当企業グループの具体的な廃棄物削減目標としては、中長期的には、総発生量の抑制で、2010年をターゲットに、1998年を基準として、総発生量を30%削減するもの。

中期的には、2003年をターゲットに、1998年を基準にして、工場から出る廃棄物を半分にしようという目標があり、今年度が最終の年度になっている。

一方で、埋立廃棄物の削減にも取り組んでいる。

当企業グループ全体での実績では、1990年は、廃棄物の総発生量が4万3千トンで、うち埋立廃棄物が3万5千トンであった。

これが、2002年の実績では、埋立廃棄物は1447トンで、総発生量を100%とすると、埋立廃棄物の割合は3%にまで減少している。今年度は、ゼロにしようとして取り組んでいる。

廃棄物削減の中期計画では、2003年をターゲットとしたときに、再資源化物を半分にしようとして取り組んでいる。昨年までに、30%削減し、今年は50%削減を達成できる見通しである。

一方、埋立廃棄物については、39事業所あるうちの27事業所で、昨年埋立廃棄物ゼロを達成している。

具体的な取組みとしては、まずは発生抑制に取り組み、紙であれば必要以上に使用していないかを検証している。

一方、再資源化や有価物化も含めて、出たものについては極力なんらかの形のリサイクルを考え、そのために分別を徹底している。

減量化の取組みでは、工場で発生したものをそのまま出すのではなく、少しで

も減らして外に出すために、濃縮・濾過・脱水装置を入れて環境負荷を低減させている。

引き続いて、当社の具体的な取組みについてお話をしたい。

当社の環境マネジメントとしては、あるべき姿として、福島の良い生態系を破壊させない生産プロセスの構築のため、環境負荷の極小化、資源循環型工場の構築を基本姿勢としている。

それを達成するため、省エネ・省資源の推進や、有害化学物質の削減とリスク管理およびこれらを達成するための社員の教育啓蒙活動を重点課題としてとらえている。

当社は、1995年9月に英国のブリティッシュ・スタンダードのBS7750という環境マネジメントシステムを取得した。それ以降、毎年目的と目標を掲げて取り組んできた。廃棄物と省エネは、毎年目標に掲げて活動している。

一般ゴミの具体的な対策は、ゴミ箱を減らして、ゴミが出ないようにしようというもの。生産ゴミでは、いろいろな設備を入れたり、分別を徹底してリサイクルを進めていこうということが、基本的な考え。

当社の排出物の実績は、1990年では、900トンぐらい排出されていて、そのうち埋立廃棄物が760トンぐらいであった。その後、再資源化や有価物化への取組みにより、1998年には埋立廃棄物はゼロになった。それ以降、工場から出る全ての廃棄物は、なんらかのリサイクルをしているということを継続している。

リサイクルの取組みの過程で、1990年代では、金属屑や段ボールは当然有価物としてリサイクルできた。その後、だんだん脱水汚泥や廃プラスチック、機密紙、廃液などの難しいものが残ってきたが、毎年テーマを決めて、業者さんをお願いして改善を進め、1998年に100%のリサイクルが達成できた。

一般ゴミの対策では、ゴミを出さない持ち込まないとの考え方から、職場にあるゴミ箱を半分にしようということで、1998年に職場が主体的に活動を進めた。結果的に全工場で取り組みを進めようということになり、最終的には一般ゴミ箱は3分の1にまで減らすことができた。

次に、1999年から2年間に限定して、一般ゴミ、生ゴミ、ビン、缶という生活系から出るゴミを対象とし、各職場で目標を設定して実績管理を行い、目標を達成しようという活動を行った。

具体的には、ゴミ置き場にはかりを置いて、各職場で、自分たちの職場で毎日排出される量を測り、さらにゴミ袋に自分の職場の名前を記入し、責任区分を明確にしてどこから出たかを分かるようにした。

一方、缶、ビン、ペットボトルの社内売店での販売を規制し、紙コップやブリックパックに変更した。

また、リサイクルボックスによる分別の徹底や、職場を巡視し、不具合があればその職場で改善してもらう活動を行った。販売業者に対しては、自販機の空容器は引き取ってもらうことや、社内売店でのビニール袋、紙袋の廃止、コンビニ弁当等持込の空容器は持ち帰りを要請することなどにより進めてきた。

結果的には、1998年に一般ゴミの年間発生量が62トンあったものが、2年間の活動で28トンに減少し、それ以降はほぼ同量で推移している。ゴミを出さない考え方が全職場に定着したと考えている。

社内販売では、缶やペットボトルを排出していたが、容器の素材や加工工程や輸送工程での環境負荷は、総和では紙が一番環境負荷が少ないので、当社内部では、缶やペットボトルは全て販売しないこととした。結果的には、年間6.5トンの重量を削減できたこととなる。

ただし、デメリットとしては、紙容器の販売品種が缶・ビンより少ないことや、温めるのが難しいことなどがあげられるが、環境優先で協力してもらっている。

一方、生産ゴミの対策では、工場から出た廃棄物を、工場に戻して当社の製品に使う発泡スチロールのクローズドリサイクルや、インクを製造する過程の廃液を、

活性汚泥の栄養分として使い、工場内でのリサイクルを行うことや、バブルジェットインクの廃液の再資源化や、一貫した廃棄物の分別徹底を行っている。

発泡スチロールのリサイクルの主な流れとしては、社内で減容化し、業者に粉碎を依頼し、不純物の除去や発泡材の添加を行って、成型のメーカーで再成型し、梱包材料としてまた当社の製品に使われている。

バブルジェットインクの再資源化では、インクの調合、充填、検査工程で、色のついた廃液が出る。社内の処理装置で20分の1に減容化し、処理業者に焼却処理を委託している。焼却灰は加工され、路盤材としてリサイクルされている。

分別では、各職場にある廃棄物の一時置き場で、紙や廃プラスチック、金属等を分別している。職場で一時分別したものを、リサイクル棟に運び、紙であれば7分別している。機密書類でも、社員が立ち会って機密性を確保しながらリサイクルしている。

その他の有害化学物質の取組みでは、塩素系のものやフロン、オゾン層を破壊する物質は、全て廃絶をしている。

化学物質の排出にも中期目標があり、2003年をターゲットに削減していくということで、改善をした結果、達成できる見通しである。

当企業グループでは、新たに、2010年の総合指標としてファクター2という指標を掲げている。ファクター2は、売上高をライフサイクルCO2排出量で除したものを2010年に2000年比2倍以上にすること。具体的には、キヤノンで使う原材料を作る過程や、各工場の生産工程で使用するエネルギーや廃棄物を処理するのにかかるエネルギーや、お客様が使用する段階で電気を使う際や、使い終わって廃棄物としてリサイクルする時の総トータルのCO2換算量を、2000年を基準にして、2010年で半分にし、環境負荷を半分にするという指標である。

2005年は、その中間期として、目標指標を設定して取り組んでいくこととしている。具体的には、先程の発泡スチロールの例のように一旦工場から出たものを当社の製品として使うという内部循環利用率を2005年度には2000年比で40%向上させようとしている。廃棄物の総発生量は、2005年度で2000年比で25%削減、埋立廃棄物は、国内では2003年末で、海外では2005年末までにゼロにする取り組みを行っている。

(各委員からの意見等)

販売業者への空容器引取りの協力要請等は、業者にも処理コストが負担となる。業者が持ち帰ってどのように処分しているか報告を求めているのか。

(和泉委員)

業者さんを入れるときには、最初から持ち帰りを条件にして了解を得ている。最終的にどのように処理しているかは、確認まではしていない。

空容器引取りが、不法投棄の原因になっていることがある。

(和泉委員)

確認する必要があるかもしれない。ただ、品数を絞るということは、回収しやすいことにつながると思う。

工場内での取組みの他に、工場の周辺の住民まで視野に入れた取組みは行っているのか。

(和泉委員)

今後の課題として考えている。

資料1の5ページで、総発生量と総排出量の定義は。

16ページについては、紙コップの使用については避けるべきという意見も多くなっている。缶やペットボトルは再利用はできないが、ビンは再利用が可能なので、ビンの利用は奨励してもいいのではないか。

19ページで、ビンはワンウェイとなっているが、再生ではなく再利用をする工夫をした方がいいのではないか。

貴社の廃棄物対策は、大変立派であり、他の企業もきめ細かく対応することが可能なので、私たちの生活にもプラスに働くのではないか。まずは企業が姿勢を正していくことが大事。

(和泉委員)

総発生量は、工場の生産工程や生活するうえでの全ての廃棄物を指している。当社では、インクの廃液がかなり出ている。それをそのまま廃棄物として出したのでは、環境負荷や処理コストが大きいので、減量化をしている。総発生量には、このような社内での減量化量や段ボール等売却可能な有価物量が含まれている。その他に、産業廃棄物としてどうしても出さなければならない部分は、埋立てではなくリサイクルしている再資源化物量としての位置付けになっている。総発生量には、減量化量、有価物量、再資源化物量及び埋立廃棄物量の全てを含むが、総排出量は総発生量から有価物量や減量化量を除いたものとなっている。2003年のターゲットとしては、総排出量を下げようと取り組んでいる。

紙コップとビンの考え方については、名越委員のおっしゃるとおり。次のステップは、マイカップ。すでに取り組んでいるところもある。

ドイツのベンツ社では、全て自分のマイカップを使用している。

これほど日本国内でも先駆けた環境憲章を具体化されたきっかけは何か。

また、資料の3ページ目をいろいろな企業が参考にする場合に、エネルギーの消費を極小化し、機能やサービスが極大化したことが既にあれば、教えていただきたい。

(和泉委員)

スタートは共生という言葉ができたときから。我々がどこまでやらなければならないかは、ある意味では競争させられたから。各拠点ごとに評価基準があり、各拠点で項目ごとに点数を付けられ、極めて事務的に一覧表で発表された。そうすると、自分たちの生産工程はこうだからできないとはいえない。自分達のところがなぜ30何番目なのか、できるためにはどうするかを考えた。

資源生産性最大化は、これからの課題。どちらかというところ、エネルギーの消費を少なくすることばかり考えてきた。省エネで、コストダウンにつながったということはあるが、最大化の実績は持ち合わせていない。

(2) 議題2「ガソリンスタンドにおける廃棄物処理について」(資料2、2-1)

倉島委員

先般知事と韓国に行った時に、1回で使い捨てにするようなものは全てやめたという動きがあった。ホテルのアメニティ関係でも、歯ブラシなどは一切やめていた。爪楊枝も、残飯の中に入れて豚の餌になるときに危険なため、全部溶けてしまうものに変えたという話があった。

石油の流通については、上流の原油を掘る部分と、精製、輸送、配送、販売をす

る下流の部分があり、一般販売をするのがガソリンスタンドといわれている。

アメリカと日本の違いでは、アメリカは、非常に広い国なので、環境問題はあまり問題にされなかった。日本でいうところの消防法の規制は、かなり緩和され自由であった。例えば、タンクは鉄板のまま地下に埋設してもよかった。日本は地震が多く、道路が狭いこともあって、大変規制が厳しかった。

その後アメリカでは、地下タンクが老朽化し、地下水が汚染されたため、規制が極端に強化され、10年に1度全部掘り起こして目視点検をすることや、まわりにプラスチックを巻いてタンクを入れることとなった。日本は、既にそのような規制ができあがっていた。

また、上流でほとんど利益が上がるので、世界的な競争の中では、経済効率が最優先というのが現状。最近の新日本石油での点検事項の手抜きや、出光興産の事故の際のマニュアルの作成の不備は、特に外国の資本家ないしは経営者が入ると手を抜くことがあり、現在問題になっている。

ガソリンスタンドから排出される廃棄物は、資料2にあるように、廃油、廃プラスチック、汚泥、金属くず、廃酸があげられる。組合では、指定業者である県の産業廃棄物協会の加盟業者に依頼し、最終処理までを確認するようにしている。また、マニフェストを作って、指導をしている。今のところは、適正に処理されていると思う。

ただ、残念ながら、先程の発表事例と違うのは、一般廃棄物は、ガソリンスタンドはゴミ捨て場だと思われており、特にたばこやペットボトルを含め、ゴミはガソリンスタンドで一括引受けという状態になっている。去年、かんしゃくをおこして、ゴミの引受けは全部お断りするという掲示を出したら、販売量が激減して、やりかたを丁寧にするよう指示を出した。

ここで、私が申し上げたいのは、硫酸ピッチの問題。本来は、ガソリンスタンドで出てくるものではない。原油を加熱すると、最初に液体ガスのLPG、次にガソリン、灯油、軽油、重油、アスファルトという順番で製品ができてくる。このなかで、ガソリンはガソリン税が1リッター53円80銭、軽油は地方税である軽油引取税が32円10銭課税されている。軽油引取税は、福島県では、昨年度実績で286億円が、軽油を使用する方から徴税されている。

灯油と重油は課税されていないため、軽い灯油とちょっと重い重油を混ぜると、軽油と同様の品質のものが得られる。その結果、脱税が行われる。

硫酸ピッチによる脱税額の試算については、テレビ朝日で4月14日に放送された。軽油を12キロ精製するのに、濃硫酸を30リットル入れる。そうすると、不正軽油が11キロ800リットル製造される。硫酸ピッチは200リットル、ドラム缶1本分でてくる。ドラム缶10万本ぐらいの硫酸ピッチが不法投棄されていると推測され、逆算すると脱税額は、テレビ朝日の試算では、385億2千万円ぐらいで、全国の軽油引取税税収の3.4%に上っている。

硫酸ピッチは、大気汚染が起きるし、呼吸器系に入ると、肺に影響がある。土壌汚染も起きるので、不法投棄には問題が多いが、取締りがなかなかうまくいかない。前々から、資源エネルギー庁と話をしているが、これまではなかなか取締りに行ってくれなかったが、最近は大分変わってきている。

調べるのに手が届かないという理由は三点ある。

まず、脱税が広域化していること。福島県でもすでに2件摘発されているが、1県だけでは対応はできない。全国での提携が必要になってくる。資料2-1の3ページ目で、27自治体が重点活動を行っていくとの記事がある。福島は、割と不法投棄が多いと見られている。実際に製造しているのは、福島よりも栃木や茨城といわれている。

2点目は、極めて悪質であること。暴力団が関係していたり、政治家の名前も出てきている。石油商組合の理事長に就任しているときに、黒塗りの自動車が二台来て、余計なことはするなどの話があった。また、規模も極めて大がかりなものになってきている。

最後の点は、ダミー会社をいくつも作っていること。摘発されて調査に行くと、帳簿などは何もない。徴税しようとする、連鎖倒産するということが繰り返され、責任者がどこかは県でも把握しにくい。

灯油と重油から、なぜ硫酸ピッチができるかという、灯油と重油には脱税を防ぐためにクマリンという識別剤を加えており、試料を入れるとすぐに反応して、脱税品だとわかるようになっている。取締りが厳しくないときは、混合物が堂々と使われていたが、取締りがきびしくなったら、クマリンを抜いてしまうということになってきた。ヨーロッパでは、識別剤を2種類混合させて、ときどき変えて抜きにくくしているが、日本はコストの関係で、1種類だけになったのが弱点かと思う。

資料2 - 1の2ページ目では、青森県では不法投棄が多く、県の行政代執行で3千万円の費用をかけて撤去したとなっているが、実際はこんなものではない。もともと極めて大きなものがある。

次のページは、硫酸ピッチの不法投棄を防止するため、27の自治体がスクラムを組んで、省庁間を含め、県を超えた全国的な対策をとろうというもの。左の記事は、愛媛で、密造基地にドラム缶1400本が発見されているというもの。

最後のページだが、取締りには、経済産業省と環境省と総務省三省と、どうしてもでてくる警察権の問題がある。こうした点で、一緒になって施策をまとめようというもの。

資料2の2ページは、業界団体（全石連）として、大学教授、弁護士、税理士の方や、東京都の主税局の方々が入って研究会を開催しているというもの。研究会で提言を出しており、これらの中で、このような検討がなされていくことになると思う。

ポイントは、脱税と廃棄はセットで考えないといけないというもの。脱税しても、採算が合わないような制度へ変えていくような提言をしている。現在は罰則規定が甘く、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。

課税方式では、製造軽油には県への届出規定がない。県知事へ、製造施設を登録制にすべきではないかということを上申している。知事が、使用禁止命令権を持つ罰則を科すことができるよう提言している。

同時に、不景気の最中、安い燃料であれば、中身については私たちは知らないから、ぜひ安いものをとという声が、特にトラック業者やバス関係の方から拳がっている。生存をかけて、やむを得ない状況であるが、購入者へのなんらかの罰則規定の創設も必要だろうというように思う。

警察権の導入とか、消防は全部立入検査をするので、そちらとの連携も必要である。

今は、脱税を摘発すると、地方交付税が減らされるということもあるので、そのようなことはやめるようにとの報告書をまとめて、総務省に提言をしている。

業界としては、脱税は残念なことであるし、廃棄物に対する処置がまだまだ甘いとの認識があり、一日も早く整理をして欲しいと思っている。

同時に、業界の中では、仲間で行っているものがあれば、告発するという県もある。このような動きが、業界の中で相当広がっており、脱税はかなり減少しているのではないかと思われる。しかしクマリンを抜かずに、入ったまま走行させているものが増えてきているという噂もある。

産業廃棄物の汚染を防ぐのか、それとも脱税を防ぐのかとの問題がある。業界で

も、少しでもなくそうという努力をしている。

(各委員からの意見等)

先程、地方交付税の問題があったが、詳しく教えて欲しい。

(倉島委員)

地方交付税は、赤字であれば交付されるし、黒字であれば交付されない。一生懸命摘発すると、収入が増えて地方交付税が減ることとなる。

(事務局)

少し補足をすると、地方交付税を算定するとき、基準財政需要額といって出ていくお金と、基準財政収入額といって入ってくるお金がある。大部分の団体は出ていくお金が多いので、需要額から収入額を差し引く。収入額の構成要素の一つに、県税が入っている。A - BのBの方に税金が入っているので、脱税を摘発して税金を増やすということは、その分Bの金額が大きくなるので、A - Bが小さくなり、交付税が小さくなる。

脱税を摘発すればするほど交付税そのものの額が減り、税源を増やしていこうとするインセンティブが働かないという地方交付税のモラルハザードを産む要因があるのではないかということと同じ話。

地方税で、歳入をがんばって取れば取るほど、交付税の交付額が少し減ってくるので、倉島委員が言われるのは、脱税を摘発した分の税金は、単純に交付税から差し引くのではなくて、少し緩和して、脱税を取り締まるインセンティブを高めて欲しいということだと思う。基準財政収入額は実績値で計算されるため、このようなことになる。

(倉島委員)

経済産業省でも意見を発表しているが、中間報告では、このような制度のままでは、行政努力が働かないので、仕組みを変えるべきではないかという提言をしている。

総務省と協議をしているが、交付税制度の行く末との関連があり、綱引きをしているところ。

一つずつ条件を付けずに、一括して、人口とか面積とか、何らかの形で県に交付して、後は県や市町村の努力でうまく工夫したほうがいいが、現在はそのようなシステムではない。

(座長)

資料2の1ページのマニフェストとは、具体的にはどのようなものか。

(倉島委員)

廃棄物について、どのような処置をするかというものを作っていて、それを一般組合員に配布している。

(2) 議題3「福島県の農業・農村や森林の有する多面的機能の評価」(資料3)

中島委員

農業は、食べ物ばかりを作っているわけではなくて、国土保全や環境保全、やすらぎといった要素もある。9兆円の農業粗生産額があるが、8兆円の環境評価がある。ただ、今の国の政策では、農水省の予算しか我々にはない。WTOの会議でも、日本の農業は多面的な機能を持っているという要求をしていたが、農山村に農業生産を支える環境保全での経済価値に対する支援が必要ではないか。既に、農水省の予算の中で、中山間直接補償ということがあり、県内でも交付されているが、微々

たるものである。

今後、農業を中心とした循環型社会というか、知事が言っている「結い」「結い返し」ということで、環境面での優れた取り組みを行っている企業の脇のいい環境でコメ作りや野菜作りができるという共生の産業連関が必要ではないか。

今年は米不足だが、最近のコメ余りで、コメの生プラスチック化ということまである。これ以上日本のごみ捨場がなくなるということでは、日本の石油や石炭等のいわゆる原材料は、年間8億トン輸入されている。輸出は、重量に直すと、7000万トンで、つまり、差引き毎年7億トンは、ごみになっている。日本の産業構造の全体の話だが、そのようなところが大きな問題となっていると思う。農業も同じで、餌を1600万トン輸入しているし、麦は700万トン、大豆は500万トン。コメは、国内で900万トンしか生産されていない。食糧自給率は、日本は40%。大体が、輸入作物となっている。

農業は、環境面で多面的な機能を持っているが、一方では加害者的な部分もある。最近問題になっているのは、総窒素の硝酸化、再硝酸化での土壌汚染がある。肥料の窒素分はほとんど輸入であり、特にビニールハウスにたまっているということがある。このような面でも、新たな農業の在り方が必要になってくるのではないか。

最近キューバの本を読んだ。キューバは、アメリカから経済封鎖をされ、ソ連が撤退したということがあったが、最近全世界で注目されているのは、有機農業のまちになっているということ。特に、ハバナが、大都市で自給率を向上させている。

また、福島県では、宮崎安貞が「農業全書」を出す40年前に、会津で「会津農書」というすばらしい農書が編纂されている。江戸時代の農業の在り方が書かれているが、まさしく循環型農業であり、そのようなものから学ぶことも多い。

2ページ目では、福島県の農業粗生産額は、13年度で2677億円ある。一方で、県で多面的機能を評価すると、2860億円あるということになっている。農業は、食べ物ばかりではなく、田んぼは、景観面での要素もあり、第9回になるがフォトコンテスト等も開催している。

3ページ目では、農家のくらしがどのようになっているかということだが、30年前の農家の暮らしに戻ってしまっている。30年前は、一反歩作れば約5万円の手取りがあったが、今作っても5万7千円となっている。農業はもうからないという経営状況になっている。

4ページ目では、地産地消という動きがある。その中でも、JAでは直売所や食農教育を行っている。福島県が取り組んでいるものに、「大豆の会」というものがある。遺伝子組替食品や、地産地消で、7年前から福島の生協にいくと、「大豆の会」の食品が出ているが、環境にやさしいくらしということで、農業白書にも載っている。具体的には、農協、生協と、醸造メーカーでこのような会を作っていた。今、1万2千の会員数になっている。これがきっかけとなり、最近県内産の大豆を使った食品が、各店舗に相当並んでいる。

5ページ目では、直売所であるファーマーズマーケットは、毎年50%ずつ売り上げが増加している。3年前は、売上高が6億円に達しなかったが、14年度は、17億円ほどになった。消費者と生産者のニーズが合致した動きで、急激に伸びている。問題もあるが、これからも、地産地消のファーマーズマーケットの取り組みを加速させていきたい。

6ページは、昨年から総合的な学習の時間で、学校で農地を育むことをしているが、われわれ農業団体は、農業体験や食農教育ということをしている。福島市では、田んぼの学校や畑の学校、そば打ち体験、福島市のデイサービスで、小学生を対象にボランティア体験などを行っている。

7ページは、学校給食でも地産地消を進めているが、このグラフを見てもらうと、学校給食の自給率では、米は県産米が100%だが、馬鈴薯やにんじん、たまねぎは、ほとんどが輸入物か北海道産になっている。栄養士さんの現場を聞くと、地元

のものを利用しても、不揃いで使えなかったが、ただ、最近では、調理器具もハイテク化して、このようなことは全部なくなっている。調理器具についても、地元のものを使う工夫や対策が必要。農業県福島でありながら、地元のもの食べていないという結果に対して、食農教育や生産者団体で直売所から学校給食をとという動きを進めていきたいと考えている。

8ページは、耕畜連携について。岳温泉で使う野菜料理は、JAみちのく安達の二本松有機農業研究会で作った有機野菜を使っている。残りは地元の農場で牛のふん尿と混ぜて堆肥を作り、野菜作りに使うという取り組みが行われている。この取り組みは、須賀川でも始まっている。

9ページでは、我々は生協や森林組合や漁協と環境保全ネットワークを作っている。7年度からずっとやっているが、消費者と生産者が共同した生き物調査など、環境調査をNGOでやろうということは今考えている。我々農業者は、いい環境のもとで生産されるコメや野菜や果物が地産地消にもつながるし、東京の方にも食べていただくことで、安全の証明をこのような生き物調査で行い、GISを使って地図情報に落とすことができないのか研究で、NGO版の環境白書を模索しているところ。せせらぎウオーク事業というものもあるが、農業生産と環境について、地図情報に落としながら発信ができないかという動きをしている。

10ページでは、食用油の自給ということを見ると、大豆油はほとんどが輸入となっている。大豆が500万トン輸入されるのは、油の原料だからであるが、昭和24年には、福島県はエゴマの全国一の産地であった。何に使われていたかというと、灯明とか、育苗箱とか、合羽などに使われていた。当然、食用にも使われていた。一昨年、全国エゴマサミットが開催されたが、エゴマは、健康食品であり、

- オレイン酸という全く違う成分の油である。油の自給では、福島県はエゴマの産地なので、もう1回油の自給ができないものかということ、県内各地でエゴマの取り組みが始まっている。

最後に、日本農業新聞で、宮城県がJAや漁協、森林組合と不法投棄の監視協定を結んだということが報道されている。我々は、農業で環境を守る立場ではあるが、一方で加害者のなところもあり、地域を守るという意味では、このような努力も必要であると思っている。

農業は、環境を守っているということを理解して欲しい。

(各委員からの意見等)

8ページで、牛のふん尿を使って堆肥づくりを行っているとのことだが、九州のどこかの県と2か所で大規模にやっている。これは、ものすごく大切なこと。微生物が発生して、それを利用している。静岡県では、こういうものがないので、微生物に相当するものを、町役場にペットボトルを持って行って200円ぐらいで買ってきて、生ゴミにまぜて乾燥させ、土に返すということをしている。

例えば、今スーパーに並んでいるすいかなどは、全部丸ではなくて四角になっている。結局、消費者の方が皮を捨てるということになると、廃棄物になるので、供給側が皮を切って、すいかは四角にしないと売れないということになっている。廃棄物としては、どちらが負担すべきか。

(中島委員)

最近では、食品の安全性ということが言われている。生産者側は、いままでどおり作ってあればいいと思っていたが、昨年来、無登録農薬を使っていたことが発覚して、分析費用や記録をすることで、新しいコストが相当農家にかかっている。どこまで生産者が負担できるのかということになると、流通業者も、食品リサイクル法があり、処理しなければならない部分もある。我々にとっては、食の安全性にかかるコストは相当高くなっているのが現状である。

どこの領域まで負担すべきかということは、結論は出ていないが、消費者の皆さんとの合意形成で、我々はフォーラムなどを開催しているが、生産の現場と食べる側との日常的なつながりをつくることや、距離を縮めることができるのかという作業をしていかなければならないと思っている。

消費者の意見を聞くことも大事だが、コスト面や、基本的な考え方はもう一度整理すべき。

エゴマで品種の改良やいいものを沢山とれるという研究はしているのか。

(中島委員)

エゴマは、船引の生産者に聞くと、生産量が少なくて、反当たり100キログラムとればいいということである。昔からある品種について生産性を高めることは、技術的にも進んではいない。

食料に対する自給は、自衛隊と同じぐらい私たちの生活にとって重要なものなので、食を守っていくという考え方は極めて重要なことだと思う。青田刈りには反対する。地産地消への努力もして行ってほしい。

農業青年の方々と懇談する機会があったが、3時間ばかりやりとりした中で、農業でどのようにして生計を立てていくかというつらさに対しての支援が重要ではないかと感じた。

8ページで、どのぐらいの量の生ゴミが、どのぐらいの量の堆肥になって、どのぐらいの野菜ができているのか。

(中島委員)

次回間に合えば、データを出したい。

ファーマーズマーケットの状況について、詳しく教えて欲しい。

また、学校給食の自給率の向上へ、どのような対策を考えているのか。

不法投棄監視制度があるが、産業廃棄物協会でもかなり具体的に実施している。今回は宮城県の例だが、福島県として、どのような取組みをしようとしているのかをお聞かせ願いたい。

(中島委員)

不法投棄の監視については、まだJAグループとしてどうなのかという方針はでない。ただ、我々自身も、ビニールハウスの廃プラスチックをどうするかや、肥料・農薬の袋、ピンの回収など、マニフェストの規制を受けている。一方で廃棄物を出さずに処理するということと、地域の中に不法投棄が相当あるので、先程の生き物観察会を生協と漁協でやろうとしているが、それと併せて、地域の環境についても一回調査しようとして検討している。

今までは、どうしても工場とか会社関係だけに目がいていたが、農業関係にもこのような問題があることを改めて感じた。ぜひ進めていただきたい。

(中島委員)

生協と農協では、まだ全県的ではないが、産業廃棄物の地域の調査を自主的に行っているところがあり、組織ぐるみでできないかという検討が始まったところ。

学校給食の自給率がなぜこのようになっているかということ、学校給食は栄養士さんが栄養のバランスを考えて、メニューがあって食材をつくるというか、いまは白菜のシーズンだが、そのようなことは考えないで、サラダを作るとなると、トマト

やキュウリを使うということになると、福島産は一部しか使えないので、今の学校給食のメニューの作り方に問題があるのかなと思っている。

地産地消なので、地元で取れたものを今使う。白菜でも、何種類かの料理を子供さん達に食べてもらうことが必要だと思う。メニューの作り方も、30品目以上というのが学校給食の現場なので、地元で取れたものを今使うことが自給率の向上につながるということと、福島県は夏秋産地で、トマトとキュウリは夏秋ものであるが、年間には作っていないので、旬の時期以外は届けられないという問題がある。馬鈴薯、にんじん、タマネギなどは、コストの問題が大きくて、輸入物には太刀打ちができないことや、栄養士さんからは不揃いだということを一われるので、大量に使えないということを一われている。

ファーマーズマーケットは、県下に25JAがあるが、檜枝岐を除けば全部直売所を作っている。今までは、農協の女性部が、自給運動ということをやってきた。自分で、農家らしいくらしをとということで、それを進めてきたが、ちょうど安全、安心、新鮮なものが求められてきたので、恒常的な店舗を持とうと、直売所などの施設をつくってきた。ようやく施設型が定着して、このような売上げになった。消費者の皆さんにも喜んでもらっている。この中から、学校給食とか、ホテルや、地元の料理店で使われているとの情報もあるので、ファーマーズマーケットの売上は落ちることはないと思われるので、地産地消の目標になっていくと思われる。

工業製品を作っているところの生産性については、最近大きく勘違いしているのではないかなと思っている。例えば一日100個できるとすると、同じ人で同じ場所で同じ労力を使いながら、110個できたときに、10%高くなったということ喜んでる。そのことは、110個売れて初めて生産性が10%上がったということになる。作過ぎの無駄ということが最近是非常に多い。こんなに沢山作って、本当に売れて使っているのか。農業の生産性というのは私はよく分からないが、有機肥料と化学肥料を使って、どちらが生産性が高いかというのは、売れた場合で比較すべきもの。不揃いであろうとなんでであろうと、有機農業が見直されてきたというのは、有機農業の方が単位当たりの生産量は低いとは思いますが、売れているからだと思う。売れて初めて生産性が上がったと言える。今までは要らないものを作るのを含めて、生産性が上がったといってきた。要らないものを作るのは駄目で、売れるものだけを作りなさいという話。農業の生産性がなにかということ、同じようなことで、お客さんがどのようなことを考えているのかをつかむということがあるのではないかな。大量生産にこだわる必要はない。

(中島委員)

農協の側でも今、コメは非常に余っている。ライスパワーのような健康食品のハイテクの分野でも使われているし、硬プラスチックでも使われている。主食としてのコメではなくて、工業用品としてコメをどう扱うのかという新しい芽もでてきている。今まではコメを作っていれば何とか安泰だったが、もう一回地域の自給や、消費者が望むもの、売れるものを売れるだけ作るということで、農業側でもきちんとしなければいけないという新しい動きになってきている。

自給率が40%で、直売所を展開していて、コメが余りすぎて4割が休耕田。そこで、いろいろなものを作ろうということだと思うが、技術的な問題ではなくて、やはり値段の問題があると思う。休耕田もそのままにしておくと、全然駄目な田んぼになってしまう。その辺を国民的なコンセンサスの中で、いろいろ問題はあると思うが、福島県の場合はやはり地産地消ということで、どこかできちんとした考え方で整理しなければならない。海外から入ってくるものは、どのような薬を使っているか分からないので、食料の防衛上の問題からいけば、きちんとした考え方を持たなければならない時期にきているのではないかな。それを福島県で先進的にやって

いく必要があるのではないか。そのような方向には向かっているとは思いますが。やはり4割以上の田んぼが何を作っているかわからないというのは困る。

(中島委員)

先程のエゴマの話ではないが、昔の農作物というものをもう一度見直していく必要が出てきたと思う。

コメでいうと、反収は毎年上がっているのですが、これから国の施策も変わるが、生産者も反収を追わないコメ作り、1俵落ちのコメ作りというものも目指さないといけないと思う。コメ作りの在り方についても、今方向付けをだしたところ。

あまり手間をかけないで、コメ作りをすることを考えるべきである。全体で9兆円で、工業生産額と比較すると、それほど多いものでもないし、環境保全に8兆2千億の貢献をしているということであれば、それなりのものをどこかで考えていかないと、食料の問題は、日本にはいろいろな問題が残っているのではないか。

先進国は自給率は100%以上。先進国のなかで、こんなに低い国というのは例にないということを知りたい。そのような中で、自給率を見ると、経済的発想から見ると考えられない。なにか考えなければならぬと思う。

5ページで、ファーマーズマーケットの売上高の伸び率が14年度に落ちている理由は。

また、11ページで、産業廃棄物の不法投棄については、静岡県の浜松市で一般の住民が不法投棄を発見した場合、1万円もらえるという制度がある。そのような問題を、全国的に連携をとっていくと、何かつかめるものがあるのではないか。私も非常に山の中に住んでいるので、途中まですごい不法投棄がある。一晩泊まって夜露を浴びながら目撃しようかと思うくらい多い。なんらかの方法を考えていかなければならない。

(中島委員)

13年度までに24JAで直売所が設置されたため、12年から13年は、直売所の数が相当増えた。

(4) 議題4「循環型社会形成に関する方針の策定に係る福島県環境審議会中間答申について」(資料4)

(事務局)

循環型社会形成に関する方針の策定の背景としては、国で循環型社会推進基本法が13年1月に施行され、地域の実情に応じて総合的な施策を推進することが県に求められた。全国の都道府県を見ると、循環型社会形成推進基本計画や条例を持っているのが、計画は10道府県、条例が4県ある。いずれも、資源を循環していくという国の法律の基本に基づいた計画や条例になっている。福島県でも、どのような循環型社会の形成をしていったらいいのかということについて、方針の策定を平成15年6月2日に環境審議会に諮問した。

その後、審議会を3回開催し、8月6日に知事への中間答申を行った。今後、まだ審議は続けるが、とりあえず中間答申としてまとめたのが資料4である。

資料4の1ページ、方針策定に当たっての基本的な考え方は、十分御理解頂いていると思うので、後ほど見ていただきたい。

2ページの中程以降で、理念等については、循環の範囲について、資源循環に範囲を限定せず、自然循環を含めた循環を基調とする地域社会の実現に向けた本県の考え方が明確になるような方針としている。

続いて、5つの理念が上がっている。

まず自然循環の尊重として、自然界における物質循環、自然循環が尊重された社会が構築されるようにすること。

さらに、豊かで清らかな水循環の形成で、森・川・海を一体としてとらえた豊かで清らかな水循環を確保し、美しい風土にとけこむ地域社会が形成されるようにすること。

資源循環が確保された社会の形成では、廃棄物の発生を抑制し、次に可能な限り資源の循環的な利用、再使用とか再生利用、熱回収を図り、最終的に循環利用できないものについては、適正に処分することにより、経済社会活動における物質循環の確保が図られた社会が形成されるようにすること。この辺が、国の法律でいっている循環といった意味となっている。

地域内循環を目指した社会の形成では、地域内ゼロエミッション、廃棄物をゼロにすることを推進する。またこれにより、豊かな自然環境や多極分散型の県土構造などの本県の地域特性を生かした地域内循環が可能な社会が形成されるようにすること。

心の豊かさを重視した賢いライフスタイルへの転換では、自然と共生し、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルへの転換が図られた社会が形成されるようにすること。

このような理念で方針を策定した。

4 ページでは、方針の策定方法について、策定方法としては「条例」・「計画」・「指針」等が考えられるが、その中でも、県民の意見を最も反映することが可能であり、かつ、県民総参加による地域の特性を生かした本県独自の循環型社会の形成を目指すための基本的な方向性や施策を県民等に明確に示すに当たって最もふさわしい方法として「条例」という形式が望ましいとしている。

また、「条例」の下に「計画」というものを別に策定し、体系的かつ一体的に推進していくことが望ましい。ということになっている。

留意事項では、県全体を見通した施策の推進が図られるよう十分に検討する必要があること、この答申が循環型社会を形成するための施策を県の関係部局が進める上での共通の指針であると明確に位置付ける必要があることや、各地域で既に行われている取組みを支援するとともに、研究及び技術開発を推進していくことが必要であること、従来の施策は排出基準を設定するなど直接規制的手法が中心であったが、経済的な誘因により各主体の行動を誘導する経済的手法を含めたあらゆる手法について幅広い検討を行い、各種政策手法を組み合わせるなど、実効性のあるものを構築していくことが重要であること、国・市町村や他県との連携についても検討をした上で、より効果的な施策を推進していくことが望ましいという中間報告を頂いている。

各部局共通の指針であるので、このような中間報告を頂いて、現在、庁内の各部の担当の方々を集めて、庁内プロジェクトチームを9月12日に設置して検討をしている。庁内での検討がまとまったら、再度環境審議会を再開し、審議を重ねていただくことを考えている。

(5) 議題5「産業廃棄物処理業者数」(資料5)

(事務局)

産廃協会の会員数等の話が出た際に、県内にはこういった業者さんがいるのかというような話があり、3月31日でまとめている数字を今回お示ししたい。

一番上が、福島県の総数。福島県内では、産業廃棄物関係について、郡山といわきは中核市で廃掃法の指導勧告を行っているため、その内訳も示している。

(6) 次回の進め方

(座長)

第7回では、これまでの議論を踏まえて、学識経験者の方々などから、今回の検討会をどのように整理していったらいいのかという御提言をいただきたい。

なお、今回までの検討会の議論の中での発言については、事務局でメモを作って、事前に委員の皆さんへお送りしたい。

次回の検討会は、11月下旬に開催するというので、日程調整を行いたい。

以上